

## 概成道路における都市計画法第53条第1項の許可に関する運用基準

### (目的)

第1条 この運用基準は、「都市計画施設の区域内における建築許可等に関する取扱要綱」第3条第2項第3号に定める基準について定める。

### (用語の定義)

第2条 この運用基準において「概成道路」とは、概ね計画幅員の3分の2以上又は4車線以上整備されている都市計画道路をいう。

### (対象区間)

第3条 この基準により建築許可を行う建築物が面する概成道路の対象区間は、次の各号に掲げる要件に該当するもののうち市長が定めたものをいう。

- (1) 現道幅員が概ね20メートル以上の区間
- (2) 現道幅員以外を歩道として整備する予定の区間
- (3) 商業地域又は用途地域に定める容積率300パーセント以上の近隣商業地域内の区間

2 建築物が前項の対象区間とそうでない部分にまたがっている場合は、対象区間のみ、この運用基準を適用する。

### (建築物の階数)

第4条 対象区間内の建築物で前面歩道レベルから1階部分以上(梁下有効2.5m以上)を前面歩道と同一レベルで歩道状に整備した場合は、上部に設けることができる階の数を近隣商業地域内においては3、商業地域においては4とする。

### (建築物の構造等)

第5条 対象区間内の建築物は、次の各号に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し又は除却することができるものでなければならない。

- (1) 主要構造部が、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- (2) 地階を有しないこと。

### (建築物等が対象区間の内外にわたる場合の取扱い)

第6条 建築物又は建築物の敷地が対象区間の内外にわたる場合は、次の各号に掲げる要件に該当しなければならない。

- (1) 建築物の対象区間内の部分が第4条及び第5条の要件に該当すること。
- (2) 対象区間外の敷地のみでは、建築しようとする者が目的とする建築物を建築することが著しく困難な場合であること。
- (3) 建築物の対象区間内の部分が機能上、構造上容易に分離できるよう設計上の配慮がされていること。

(完了時における報告)

第7条 建築主は、工事を完了したときは、市長に様式1により報告をするものとする。

2 市長は報告を受けた場合は、速やかに現場を確認するものとする。

(許可の表示)

第8条 建築主は、適切な場所に、本運用基準における許可を受けた旨を様式2により表示を行うものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成21年9月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和3年9月27日から施行する。

様式1(第7条)

報告書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

住 所  
(電話 )

氏 名  
(法人の場合は、名  
称・代表者の氏名)

次のとおり工事を完了しましたので、概成道路における都市計画法第53条第1項の許可に関する運用基準第7条の規定に基づき、報告します。

許可年月日及び許可指令番	年 月 日 横浜市 指令第 号
申 請 地	横浜市

(注意)

- 1 許可申請書の申請者名を記入ください。
- 2 歩道状部分の整備を完了した時点で報告してください。

様式2 (第8条)

建築許可にかかる表示

この建物は、都市計画法第53条に基づき、都市計画道路区域内の1階部分を歩行者用として公開することを条件として許可されたものです。

年 月 日

横浜市 指令第 号

18cm以上

25cm以上